

再生資源集団回収の手引き

集団回収をすすめるために

吹 田 市 環 境 部

平成30年5月23日作成

はじめに

私達のくらしの中でごみの問題は切り離すことのできないものです。

最近では、家庭から排出されるごみの量は減少傾向にありますが、ごみの中には、紙、金属、ガラスびん、布切れなど分別すれば資源として有効利用することができるものが含まれています。これらを資源として分別することでごみを大きく減らすことができ、限りある資源を節約することは、環境を守ることにもつながります。

吹田市では、ごみ減量、省資源、省エネルギーに大きな効果がある再生資源の集団回収を実施している自治会、子供会などの登録団体に対して、昭和55年度から報償金を交付しています。

1 集団回収のメリット

回収業者にとって

- ◎計画的に大量に回収できる。
- ◎回収コストが安くつく。

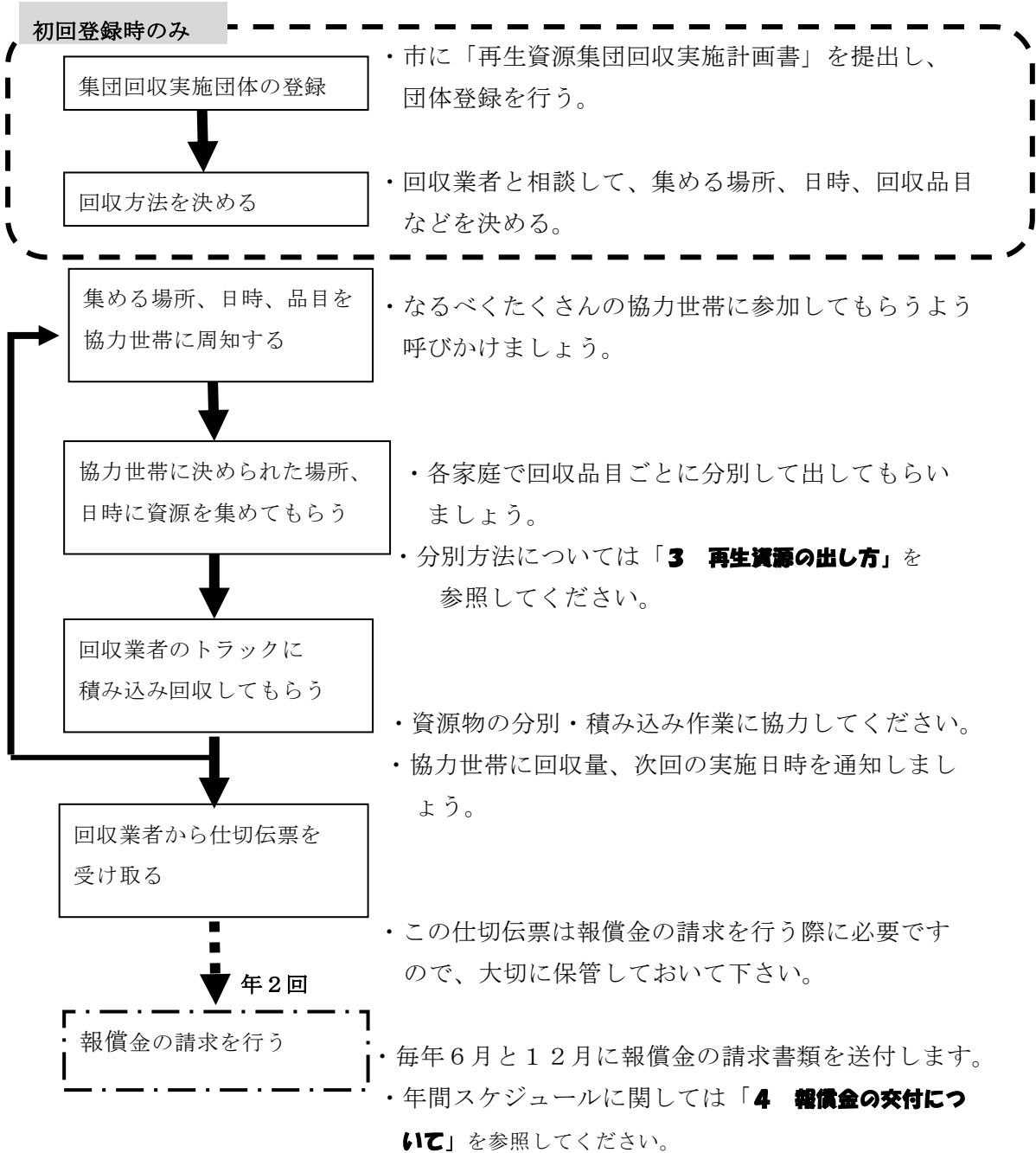
地域住民にとって

- ◎地域住民のコミュニティーの一環として有価物を回収し、報償金を地域住民のために有効に使うことができる。
- ◎地域住民の連帯が得られ、ごみ問題について認識と関心が得られる。
- ◎決まった日に回収があるので、家庭での整理もしやすくなる。

吹田市にとって

- ◎ごみの減量になり、埋め立て処分地の延命につながる。
- ◎ごみを減量することにより収集、運搬、焼却、処分の手間と経費を軽減できる。
- ◎資源化することにより、地球温暖化等に伴う環境への影響を軽減できる。

2 集団回収の流れ



注意事項

- ・団体の代表者が変わりましたら、必ず環境政策室までお電話ください。
- ・報償金の申請の際に回収業者が発行する仕切伝票が必要です。仕切伝票を紛失しないように保管してください。
- ・仕切伝票を紛失された場合は再発行が必要になりますので、速やかに回収業者に連絡してください。

3 再生資源の出し方

集団回収に出される際は次の表のとおりに分類して出してください。

※ 集団回収の分類方法や排出方法がわからないときは回収業者にご相談ください

品 目	例	分類方法	備 考
新聞紙	新聞紙 (折込チラシ含む)	ヒモで十字に束ねる。	ポリ袋、ナイロン袋、 ビニール袋、油紙、ろう 引き加工品、セロハン紙 などは、取り除くこと
雑誌・ 雑紙	週刊誌、月刊誌 単行本		
	お菓子、ティッシュ の外箱、メモ用紙等	紙袋等に入れる	油紙、レシートなどの 感熱紙、セロハン紙など は、取り除くこと
ダンボール	宅配用の箱、家電用 の箱など全ての段ボ ール類	ヒモで十字に束ねる	ガムテープや送り状は 取り除くこと
古布	古着や端切れ布	紙袋等に入れる	
アルミ缶	飲料用アルミ缶		スチール缶は出さな いください

4 報償金の交付について

再生資源集団回収を実施している団体に、回収実績 1 kg あたり 7 円の報償金を交付しています。

再生資源集団回収実施団体の登録をしている団体に 6 月と 12 月に再生資源集団回収報償金支給申請書を送付します。

～再生資源集団回収報償金交付スケジュール～

上期（1月～6月分）

- 6月上旬 実施登録団体に再生資源集団回収報償金支給申請書を送付
- 7月中旬 報償金支給申請書提出締切
- 8月末 報償金の支払

下期（7月～12月分）

- 12月上旬 実施登録団体に再生資源集団回収報償金支給申請書を送付
- 1月中旬 報償金支給申請書提出締切
- 2月末 報償金の支払

5 活動中の災害について

自治会・子供会として集団回収を実施中に不幸にして事故が発生した場合は下記へご相談ください。

- ・自治会
市民部 市民自治推進室 電話 6384-1327
- ・子供会
地域教育部 青少年室 電話 6816-9890

集団回収について分からないことなどがありましたら下記連絡先へお問い合わせください。

〈連絡先〉

吹田市役所 環境部 環境政策室 232番窓口

電話 6384-1702

FAX 6368-9900